給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法

「有」欄
主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記入してください。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記入してください。

「従有」欄
従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記入してください。

「老人」欄
控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記入してください。

摘要欄は下部「摘要欄の記入方法」のとおり記入してください。

年末調整の際に住宅借金入等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者）の氏名・個人番号を記入してください。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。

扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・個人番号を記入してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。

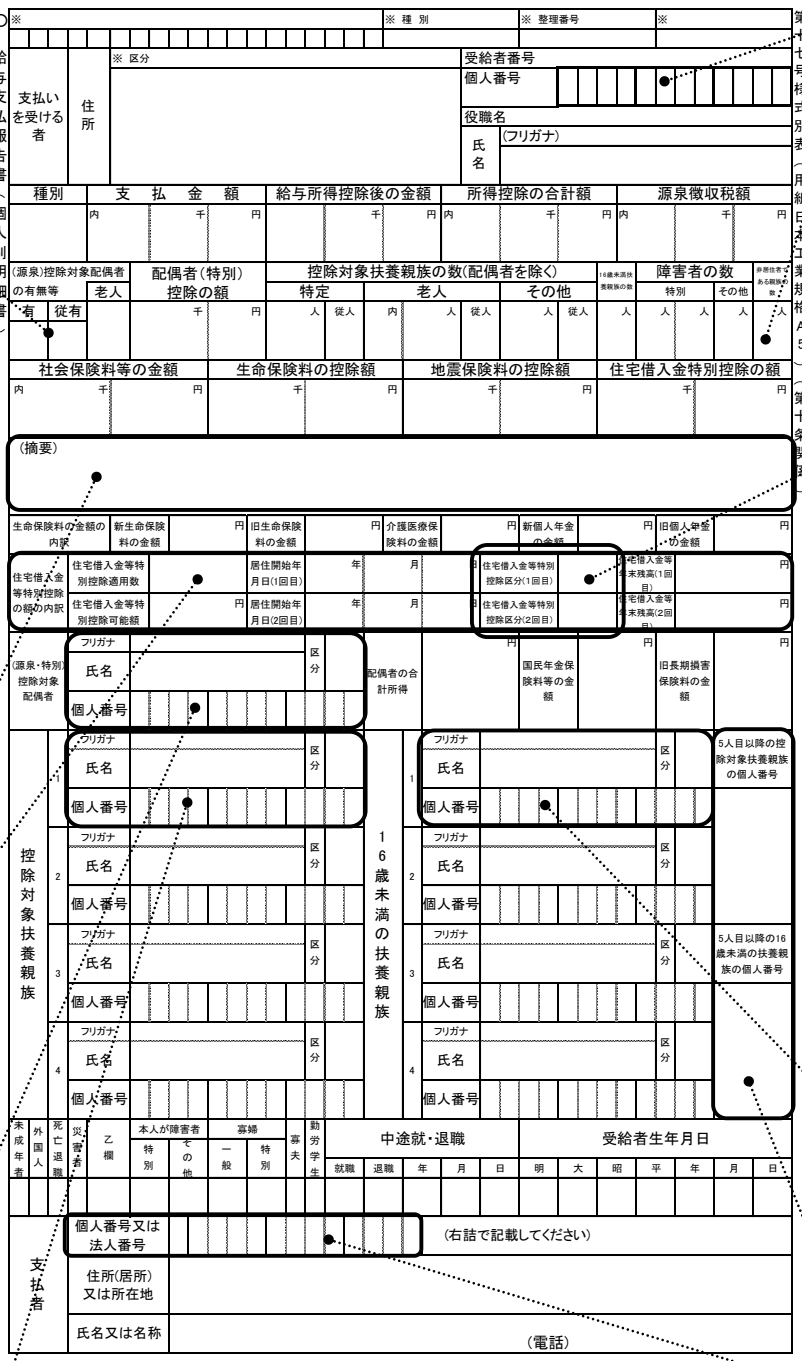

給与の支払を受ける方の個人番号を記入してください。

源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）
認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から平成33年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は、「（特）」を付記します。

16歳未満の扶養親族の氏名・個人番号を記入してください。
また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。

扶養親族が5人以上の場合は5人目以降の個人番号を記入してください。この場合「摘要」欄に記入した氏名と対応関係が分かるようにしてください。

支払をする方の個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は左側を1文字空けて記入してください。

摘要欄の記入方法

①控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる方は、5人目以降の方の氏名を記入してください。この場合、氏名の前に括弧書きの数字を付し、「5人目以降の個人番号」欄との対応関係がわかるようにしてください。また、扶養親族が非居住者のときは（非居住者）と記入してください。なお、16歳未満の方は（年少）と記入してください。
②同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、氏名（同配）と記入して下さい。
③年の途中で前勤務先を退社し、再就職先で前職分を含めて年末調整したときは、前勤務先の事業所名、給与支払額、社会保険料、源泉税額、退職年月日を記入してください。
④租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については「○○条約○○条該当」と赤書きしてください。

用語の説明

①源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得が900万円以下である方に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得が85万円以下である方をいいます。
②同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得が38万円以下である方をいいます。
③控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。